

所得割額（税額控除前）の確認方法について

《特別徴収額決定通知書の場合》

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）														
所得	給与収入 給与所得 （前年度に課税された額）	主たる給与 以外の合算 所得区分				課税標準	総所得③							
	その他の所得計	総所得金額①					山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引		
所得控除	雑損	障害・寡・ひ・勤				控除標準	控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
	医療費	配偶者					控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
	社会保険料	配偶者特別					控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
	小規模企業共済	扶養					控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
	生命保険料	基礎					控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
	地震保険料	所得控除合計②					控除対象老齢基礎年金	控除対象老齢厚生年金	控除対象国民年金	控除対象厚生年金	控除対象退職金	控除対象遺族年金	控除対象障害年金	控除対象障害年金
(摘要)														

税額	市民税	税額控除前所得④
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	森林環境税⑧	
	特別徴収税額⑨	
	控除不足額⑩	
	既納付額⑪	
	変動付額⑫-⑬-⑭	
	変更前税額⑬	
増減額⑮（⑨-⑬）		

通知内の市民税、県民税それぞれの「税額控除前所得割額④」を合計したもの

《市県民税納税通知書の場合》

営業等	円	雑損・医療費	円	課税標準額	市民税額	県民税額
農業	円	社保・小規模	円	総所得	円	円
不動産	円	生命保険料	円	分離長期	円	円
利子	円	地震保険料	円	分離短期	円	円
配当	円	配偶者特別控除	万円	株式等配当山林所得	円	円
給与	円	配偶者	万円	税額控除・調整額	円	円
雑	円	扶養控除	万円	所得税控除額との差額による調整控除額	円	円
総合譲渡・一時	円	扶養障害	万円	住宅借入金等特別税額控除額	円	円
総所得	円	寡・ひ・勤	万円	所得割小計①	円	円
分離長期	円	本人障害	万円	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額②	円	円
分離短期	円	基礎	万円	所得割額③	円	円
株式等配当山林所得	円	合計	円	均等割額④	円	円
給与	円	繰越損失	円	森林環境税	円	円
雑(公的年金)	円	16歳未満の扶養親族	人	所得割より控除することができなかった額⑤	円	円
所得金額調整控除	円					

年税額⑥(③+④)	円	期別	期別納付額	上記⑤に係る充当額	充当後期別納付額
給与からの特別徴収税額⑦	円	第1期	円		円
年金からの特別徴収税額⑧	円	第2期	円		円
減免税額⑨	円	第3期	円		円
普通徴収税額⑩(⑦-⑧-⑨)	円	第4期	円		円

通知内の市民税、県民税それぞれの太枠で囲まれた項目を合計したもの

※本様式は一宮市の通知を例にしています。様式は市町村によって異なります。